

業務委託書類簡素化ガイドライン
(土木・営繕)

令和7年2月

(令和7年4月1日適用)

松江市財政部契約検査課

建設工事監理室

【目的】

昨今の建設業界は、慢性的な人材不足に加え、若手の担い手不足により従業員の高齢化が進み、さらに令和6年4月からは建設業において残業時間の上限が定められるなど、業界取り巻く環境がより一層厳しい状況にあります。

このような状況の中、公共事業を受注する企業からは、管理資料や自治体への提出書類が多く、提出書類の簡素化・効率化が求められています。

このことを踏まえ、松江市が定める書類の簡素化・効率化を図るため、本ガイドラインを策定しました。

【対象工事】

松江市が発注する土木・営繕の業務委託を対象とする。

【実施項目】

実施する項目は、以下の4項目とします。

1. 提出様式の統一化

松江市では、島根県業務共通仕様書で定める様式は、島根県様式を準用し松江市様式を定めていますが、島根県様式と若干異なるため、受注者にとっては島根県様式と混同する懸念や効率的でない面があることから、以下に示す様式以外は、島根県様式を活用することとします。

また、建築設計に関する業務については、島根県総務部営繕課「営繕工事の設計業務に関する様式」を活用することとし、その他様式作成の必要がある場合は、前述の島根県様式を活用することとします。

様式データについては、松江市ホームページに島根県のホームページをリンクしていますので、こちらからダウンロードしていただくか、直接、島根県ホームページからダウンロードし使用してください。

松江市が定める様式

- ・業務変更工程表（様式2-1号）
- ・監督職員（変更）通知書（様式第30号）
- ・業務履行報告書（様式第31号）
- ・業務延期願（様式第32号）
- ・手直し業務完了届（検査要領様式-3）

2. 提出書類の押印廃止

受発注間で取り交わす契約に関する書類、業務に関する書類について、以下の書類を除き押印廃止とします。

押印を求める書類

- ・契約書(変更契約を含む)
- ・業務打合簿(様式第3号)

※押印廃止に伴い、様式を一部変更していますので、様式データは、松江市ホームページから最新のデータをダウンロードの上、使用してください。

3. 押印廃止に伴う書類提出方法について

押印廃止された書類の提出方法(その他データによる提出が可能なものも含む)について、提出による移動時間の効率化及びペーパーレス化を図るため、原則メールによる提出とします。

一度に送付するデータ容量は、20MBまでにしてください。また、やむを得ない事情がある場合は、監督員と協議し、承諾を得た場合は紙による提出も認めます。

4. 提出書類の簡素化

提出書類の簡素化を図りました。具体的には、**別記1**を参照してください。

※書類簡素化に伴い、様式を変更・廃止しています。変更した様式データは、松江市ホームページから最新のデータをダウンロードの上、使用してください。

別記Ⅰ 提出書類の簡素化

【土木・営繕共通】

項目	簡素化の内容	摘要根拠
1	島根県が「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書の一部改定（令和6年4月1日施行）」したことに伴い、以下のとおり類似する様式の一本化を図ります。 「指示」「承諾」「協議」「通知」「立会記録」「提出」「報告」の様式 左記事項については、「業務打合簿（様式第3号）」による提出とします。 ※ 左記の様式は廃止します。（県様式） 「管理（主任）技術者」「照査技術者」「担当技術者」の経歴書様式について 左記のそれぞれの様式を「技術者経歴書（様式8号）」に統一します。 ※ 左記の様式は廃止します。（県様式） 「管理（主任）技術者」「照査技術者」「担当技術者」の変更通知書について 左記のそれぞれの様式を「技術者変更通知書（様式9号）」に統一します。 ※ 左記の様式は廃止します。（県様式） 在籍証明書（様式第27号）について これまで技術者ごとに様式を作成し提出を求めていましたが、一括記載できる様式に変更しました。（書類簡素化）	
2	業務履行報告書について 受注者は、報告書を単独（業務打合簿による提出不要）で押印（電子印可）の上、1部提出（メール可）してください。 受け取った発注者は、総括監督員まで確認（押印）し保管してください。	
3	業務履行報告書について 業務の進捗がなく、計画・実施ともに0%の場合は提出不要です。 また、完了月にあたる「業務履行報告書」の提出については不要とする。 ※ 進捗率が100%で提出されることが明らかであり、完了届も提出されることから省力化を図るものとする。	

4	委託契約変更協議書について ※変更協議に係る承諾書について	「変更協議に係る承諾書（様式第33号の2）」を廃止し、「委託契約変更協議書」に協議に対し承諾する場合は、契約書に押印することを追記します。	
5	業務検査通知書について	業務検査通知書（様式第35号）を廃止し、メール、電話（口頭）で連絡することとします。	